

# 添田町景観ガイドライン

—悠久の魅力を「みんなでつなぐ」景観づくり—

令和 6 年 3 月

## 添田町

### 1 添田町の目指す景観づくり

#### 【基本理念】

#### —悠久の魅力を「みんなでつなぐ」景観づくり—

本町では、雄大な自然と清流に映える田園、英彦山の山岳信仰に由来する歴史や文化、筑豊炭鉱の繁栄など、様々な要素が積み重なって良好な景観が形成され、今なお保たれています。

この誇れる景観を、町民だけでなく、添田町を訪れる方たちにも“ふるさとの姿”として感じていただけるよう守り育てていき、次世代に誇れる財産として引き継いでいくことを目指します。

そのために、それぞれの立場で「景観」を意識して行動し、基本理念の実現に向けて、取り組みます。

#### 【基本方針】

#### 基本方針1 一人ひとり主役となって、みんなで景観づくりに取り組む

添田町に関わるすべての人が、一人ひとり主役となって、みんなで力を合わせ“景観まちづくり”を実践するなかで、地域コミュニティ形成や添田町への愛着や誇りをより高めることなどを目指します。

#### 基本方針2 自然と歴史を礎に人々の暮らしが息づく景観を守り育てる

先人たちが積み重ねてきたものを大切に、自然や田園景観と人々の生活が調和した景観まちづくりを進めます。また、地域の特性や持続的な発展を考慮しつつ、人々の心を豊かにする景観の創出、神幸祭をはじめとする多様な文化及び文化的景観の保全・継承などに努めます。

#### 基本方針3 “添田町らしい”景観を誇れる財産として未来へ繋ぐ

先人の創意工夫で積み重ねられた本町特有の景観に、新たな価値や魅力を付け加え、誇れる財産として次の世代へと受け継いでいくために、世代を超えた景観づくりの担い手育成などに取り組みます。

#### 【景観区域】

#### 町全域

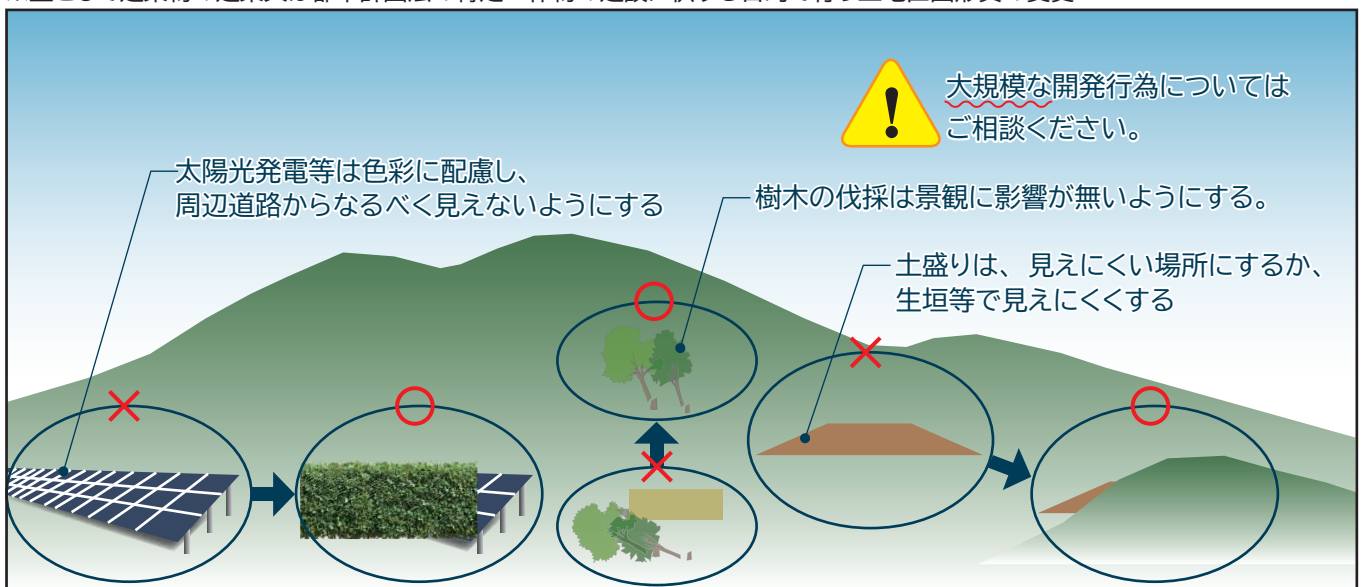
広く町全域にわたって分布している景観資源の保全・活用及び創出・育成に、総合的かつ一体的に取り組む必要があることから、景観計画区域は本町全域とします。



## 2-3. 開発行為等（景観形成一般区域）

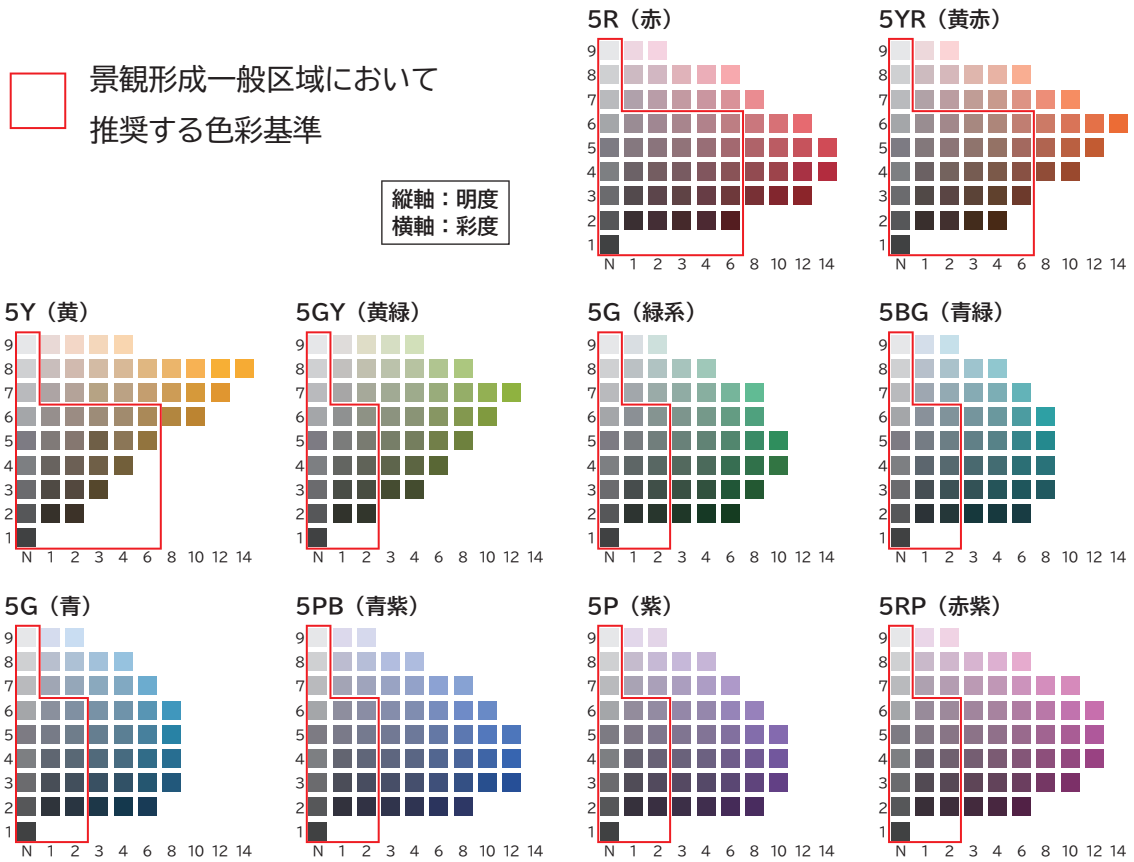
開発行為※	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貴重な動植物や自然・周辺環境への影響を考慮して、開発行為は必要最小限とし、できる限り現況の地形や既存の樹木を活かし、景観上の違和感を生じさせないように配慮するものとする。</li> <li>○のり面、擁壁は、できる限り生じないように努めること。やむを得ず長大なのり面や擁壁が生じる場合は、前面の緑化又は自然石、自然石を模したブロック等により、周囲の景観と馴染ませるよう努めること。</li> </ul>
太陽光・水素等発電施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貴重な動植物や自然・周辺環境への影響を考慮して、実施範囲等の検討を行うこと。</li> <li>○設置する設備の色彩は、低明度かつ低彩度及び低反射で周囲と調和した色彩のものを採用するように努めること。</li> <li>○道路等の公共空間から容易に望見できないよう植栽やフェンス等で目隠しを行い、可能な限り目立たないように努めること。</li> <li>○建築物の屋根や屋上に設置する太陽光発電施設のうち勾配屋根の場合は、建築物の屋根と一体化するよう配置するものとし、陸屋根の場合は、最上部をできるだけ低く設置するカーラーなどにより目立たないように工夫すること。</li> </ul>
風力発電施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貴重な動植物や自然・周辺環境への影響を考慮して、実施範囲等の検討を行うこと。</li> <li>○周囲の山なみの眺望を阻害しないように、地形に配慮した位置・配置・高さとする。</li> <li>○タワー及びブレード等の色彩は、航空法など関係法令を遵守しつつ可能な限り、周囲の景観に溶け込むよう配慮すること。</li> <li>○のり面、擁壁はできる限り生じないように努め、管理用道路の周辺は緑化等による修景を行うこと。</li> <li>○事業実施区域の既存樹木の伐採は、最小限に抑えること。</li> </ul>
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘、その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貴重な動植物や自然・周辺環境への影響を考慮して、実施範囲等の検討を行うこと。</li> <li>○道路等の公共空間から容易に望見できないよう、開墾又は採掘等の位置及び方法を工夫すること。</li> <li>○既存の樹木などは、できる限り保全すること。</li> <li>○のり面、擁壁は、できる限り生じないように努めること。やむを得ず長大なのり面や擁壁が生じる場合は、前面の緑化又は自然石、自然石を模したブロック等により、周囲の景観と馴染ませるよう努めるものとする。</li> <li>○目的を終えた箇所は、既存又は周囲の植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観の復元に努めること。</li> </ul>
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貴重な動植物や自然・周辺環境への影響を考慮して、実施範囲等の検討を行うこと。</li> <li>○道路など公共の場所から容易に望見することができる場所の林地開発は、伐採面積が最小限となるよう努め、伐採の場所や方法・伐採後の植栽等により、周辺との景観の調和に配慮すること。</li> </ul>
屋外における物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路等の公共空間から容易に望見できないよう堆積の高さは必要最小限に抑えるとともに、堆積位置や方法を検討すること。やむを得ず公共空間から容易に望見される場合は、植栽もしくは景観に配慮した柵や塀などで遮蔽に努めること。</li> </ul>

※主として建築物の建築又は都市計画法の特定工作物の建設に供する目的で行う土地区画形質の変更



## 2-4. 推奨する色彩の目安（景観形成一般区域）

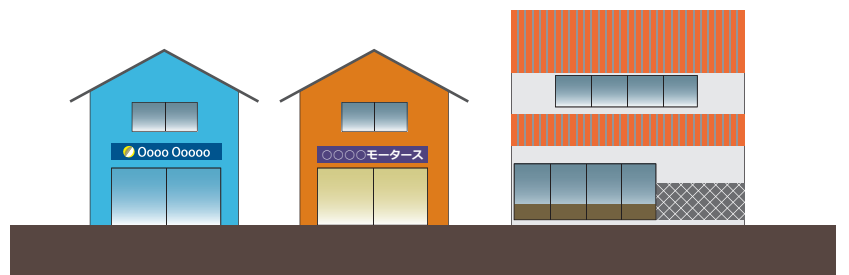
景観形成一般区域において推奨する色彩の目安をマンセル値で示します。下表の色を概ねの目安として、建築物や工作物の色彩に配慮してください。また、できるだけ下表に示された数値を基にご検討ください。



※印刷の関係上、実際の色とは異なります。示された数値を基に JIS 標準色票を使用してお検討ください。

### 〈参考〉景観形成基準に基づく景観形成のイメージ

✗ 周辺と調和しない色調が見られる。



○ 色調が調和した町並みである。



### 3 景観計画に基づく届出

#### 3-1. 届出対象行為

下表に示す行為等を行う場合は、届出が必要です。

対 象		届出対象規模（「景観形成一般区域（町全域）」）
建築物	新築、増改築又は移転	○高さが13m以上、又は延べ床面積が500㎡以上
	外観を変更する修繕、模様替え、色彩変更	○前記の規模で外観の変更行為のうち、外観の変更に係る面積が全体の見付面積の1/2以上となるもの
工作物	工作物の新設、増改築、移転、外観変更を伴う修繕、模様替え、色彩の変更など	塔状 ○全長15m又は地上高が12mを超えるもの（鉄塔、屋外照明など）
		壁状 ○高さが3mを超え、かつ見付面積が100㎡を超えるもの（擁壁、柵、塀、フェンスなど）
		その他 ○地上高15mを超えるもの、又は築造面積が1,000㎡を超えるもの（遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、立体駐車場など）
開発行為等	開発行為	○面積が3,000㎡を超えるもの ※主として建築物の建築又は都市計画法の特定工作物の建設に供する目的で行う土地区画形質の変更
	太陽光・水素等発電施設	○地上高が12mを超えるもの、又は築造面積が1,000㎡を超えるもの
	土地の形質の変更等	○面積が3,000㎡を超えるもの ※土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘、その他の土地の形質の変更
	木竹の伐採	○林地以外への転用を目的とした伐採で、伐採面積が3,000㎡を超えるもの
	屋外における物件の堆積	○堆積の高さが5m、又は面積1,000㎡を超えるもの

#### 3-2. 行為の制限及び届出対象行為の適用除外事項

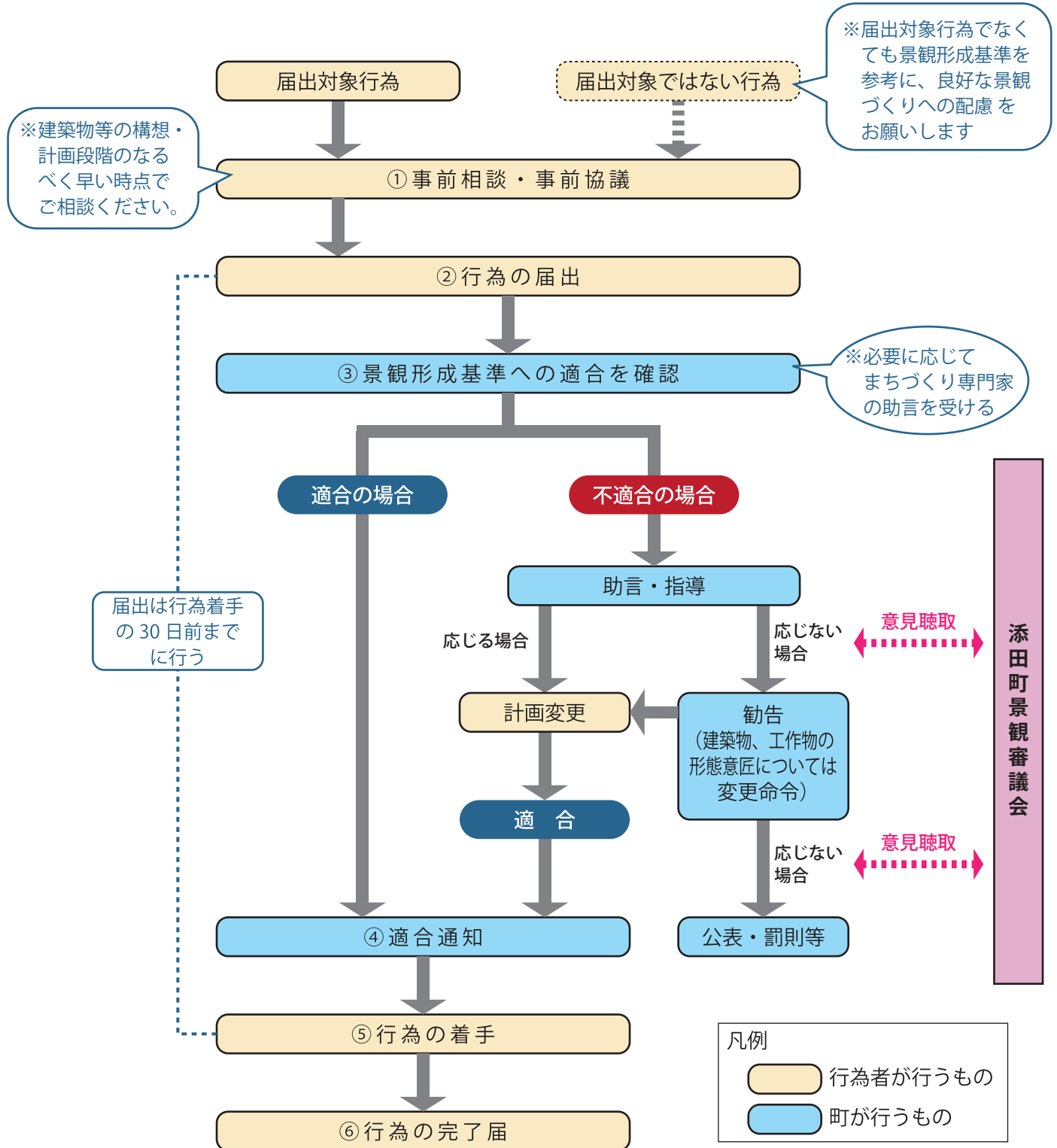
景観法において届出を不要としている行為	添田町景観条例において規定する行為
○通常の管理行為、軽易な行為 （景観法第16条第7項第1号）	○期間が90日を超えて継続しない屋外における物件の堆積
○地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等 （景観法施行令第8条第1号）	○電柱類および携帯基地局（通信鉄塔）の新築、アンテナ・機器類の増築、改築（取替）
○仮設の工作物の建設等 （景観法施行令第8条第2号）	○有害鳥獣侵入防止用のフェンス・柵および生垣
○間伐等の木竹の伐採等 （景観法施行令第8条第3号）	○歴史的・伝統的に認識・継承されている神社・寺院や地域住民から親しまれ、地域のランドマークとして親しまれているもの
○非常災害のため必要な応急措置として行う行為 （景観法第16条第7項第2号）	○景観形成基準に適合しない場合においても、「添田町景観審議会」の協議を経て本町の景観形成に寄与する又は景観上支障がないと判断されたもの
○その他法令等の規定に基づき行われる行為 （景観法第16条第7項第3～11号）	○その他、景観形成上必要である又は公益上やむを得ないと町長が認めるもの



### 3-3. 届出等の手続・審査の流れ

景観形成一般区域及び景観形成重点区域における届出の手続きの流れは次の通りです。なお、届出・審査を円滑に進めるため、構想・計画段階のなるべく早い時点での、事前相談・事前協議を推奨します。その他、詳細については、添田町景観計画の本編をご確認ください。

#### ■届出等の手続・審査の流れ



### 3-4. 届出に必要な書類

○各行為の所定の届出書と共に、以下の書類を揃えて届出を行ってください。

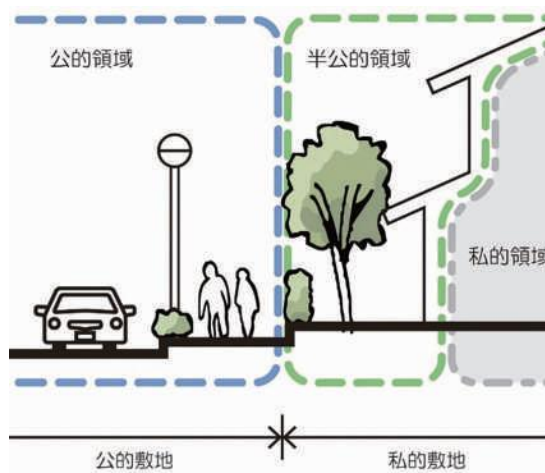
種類	①事前協議		②行為の届出		行為の変更届		⑥行為の完了届
	建築物 又は 工作物	開発行為、 土地の形質 の変更等	建築物 又は 工作物	開発行為、 土地の形質 の変更等	建築物 又は 工作物	開発行為、 土地の形質 の変更等	
様式	様式 第3号		様式 第4号		様式 第5号		様式 第12号
[1] 周辺状況図 (1/2,500程度)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
[2] 配置図 (1/200程度)	◎	◎	◎	◎	○	○	◎
[3] 平面図(各階) (1/100~200程度)	○	○	○	◎	○	○	○
[4] 立面図 (1/100程度)	○	—	◎	—	○	—	—
[5] 地籍図 (1/2,500程度)	○	○	◎	◎	—	—	—
[6] 断面図等 (1/200程度)	—	○	—	◎	—	○	—
[7] 現況写真	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
[8] チェックシート	—	—	◎	◎	—	—	—
[9] その他	○	○	○	○	○	○	○

- ◎: 必ず提出
- : 必要に応じて提出
- : 提出不要

### コラム 「景観」とは

「景観」とは、人の意思と活動によって形づくられた環境の姿であり、目に映るものだけでなく、音や薫りなども含めて五感で認識するものです。

「景観」は、私的な空間であっても周辺に影響を与える「見えるものの眺め」の一部として、公共性を持つことに特徴があります。そのため、「景観」の取り組みには、住民一人ひとりが景観の公共性を認識し、気配りをしていくことが重要なポイントとなります。



## ■用語集

用語	説明
景観法	良好な景観の形成を図るため、景観計画の策定、景観計画区域等における良好な景観の形成のための規制等の措置について定めた景観についての総合的な法律です。
景観計画	景観法に基づき、良好な景観の保全や形成を図るための基本的な計画のことです。
景観計画区域	景観計画で定められた良好な景観の保全や形成を図る区域のことです。本町では町全域を景観計画区域としています。
景観形成重点区域	景観計画区域のうち、本町を代表する特徴的な景観を有し、特に重要な地区として景観計画で定める区域です。
景観形成一般区域	景観計画区域のうち、景観形成重点区域を除く区域のことです。
景観形成基準	周辺環境との調和や良好な景観形成を図るために、建築、工作物、開発行為等について、その規模、配置、意匠、色彩等の基準を定めたものです。
延べ床面積	建物の全ての階の床面積を合計した面積のことです。
見付(みつけ)面積	建物や工作物への風の影響を考慮するための尺度で、張り間方向(小屋梁と平行の方向)、けた行き方向(小屋梁と直角の方向)ともに、1階床から 1.35m 上に線を引き、それより上の部分の垂直面積を指します。
築造面積	工作物の水平投影面積のことで、土地の傾斜や凹凸があったとしても、工作物や土地が水平だと仮定して算出される面積です。
形態意匠	建築物等の形、色、模様、材質等の外観の要素を全体的に捉えて表現する用語です。
マンセル値	色を色相、明度、彩度の 3 つの尺度で客観的に数値化してあらわす値のことで、美術教師、画家であったアルバート・マンセルによって考案されました。
明度	色の明るさを示す尺度です。
彩度	色の鮮やかさを示す尺度です。

## 〈お問合わせ〉

## 添田町役場

〒824-0691 福岡県田川郡添田町大字添田 2151  
 TEL：0947-82-1231 (代表)  
 FAX：0947-82-2869



※本ガイドラインは景観計画策定時（R6.3 時）の内容です。  
 最新情報は、添田町のホームページにてご確認ください。